

申21号

車両職社員新入社員基礎技術教育の 実施方法変更に関する解明申し入れ提出！

昨年、変革のチャレンジを本格的にスタートさせる年として様々な施策が提案され、かつ、具体的な取組みに着手してきました。今年は、「変革の歩みを更にステップアップさせる年」として、「変革2027」の実現に向けた取組みを更に進めていく、その一環としての今施策でもあるのだと認識しています。

今回の提案内容は、これまでのメンテナンス近代化構想Ⅲ期において位置づけてきた新入社員に対する基礎技術教育について、車両メンテナンスを取り巻く社内外の環境が変化してきていることに踏まえ、総合研修センターを活用するなどの実施方法に変更するというものです。これは、昨年7月に示した「ミライの車両サービス&エンジニアリング構創」の中にも示されている“これからの車両メンテナンスを担う社員像”の今後の目指すべき方向性に基づくものであると捉えていますが、職場の組合員からは「委託業務を学ぶ必要はあるのか」「グループ会社への出向が増えるのではないのか」「委託業務が増えるのではないのか」などの不安や疑問の声が出されています。

とりわけ、今後の車両職社員に対する基礎技術教育の在り方を明確にした上で、車両職で働く組合員の不安を払拭するとともに、車両メンテナンスの考え方について労使間において認識を深めることが必要であると考えます。

本部は、1月17日に申21号として解明申し入れを会社に提出しました。

1. メンテナンス近代化構想Ⅲ期におけるこれまでの成果と課題について明らかにすること。
2. 車両メンテナンスを取り巻く社内外の環境の変化について明らかにすること。
3. 総合研修センターにおける基礎技術教育の目的について明らかにすること。
4. 総合研修センターにおける教育内容と期間について明らかにすること。
5. 総合研修センターにおける基礎技術教育に、グループ会社採用を加えた理由について明らかにすること。
6. 総合研修センターにおける基礎技術教育の対象とするグループ会社を明らかにすること。
7. 総合研修センターにおける基礎技術教育を担当する部署及び教育体制について明らかにすること。
8. 各総合車両センターにおける基礎技術教育にエリア職採用の中途とグループ会社採用を加えた理由について明らかにすること。
9. 各総合車両センターにおける基礎技術教育をエリア職採用（新卒・中途）とグループ会社採用が同時期に受ける目的、又は、新卒のみが受ける目的について明らかにすること。
10. 各総合車両センターにおけるそれぞれの教育内容と期間について明らかにすること。
11. 各総合車両センターにおいて委託した業務の基礎技術教育を行う考えがあるのか明らかにすること。
12. 各総合車両センターにおける基礎技術教育期間中の独身寮や社宅使用を含めた福利厚生の方針について明らかにすること。
13. 各総合車両センターにおける基礎技術教育を担当する部署及び教育体制について明らかにすること。
14. 総合研修センター及び各総合車両センターの受け入れ可能数について明らかにすること。
15. 今施策において目指す車両メンテナンスの社員像を採用別に明らかにすること。
16. 基礎技術教育においてモニタリング保全に関する教育を行う考えがあるのか明らかにすること。

職場の声を基に解明交渉を行っていきます！